

## Client Alert

16 June 2025

## 日本：2024年重要判決 — 「遠隔シャンパン」 審決取消訴訟（令和6(行ケ)10030）

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)



山頭 めぐみ  
アソシエイト  
03 6271 9538  
[Megumi.Santo@bakermckenzie.com](mailto:Megumi.Santo@bakermckenzie.com)

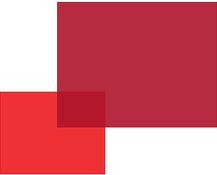
近年の審決においては、「シャンパン」を含む商標はことごとく拒絶されているが、出願人（原告）が知的財産高等裁判所（以下、「知財高裁」）に審決取消訴訟を提起した例は稀であった。そのため、「シャンパン」の文字を含む商標の登録可否が争われた本件に関する知財高裁の判断が注目された。

### 背景

エンカクジャパン株式会社は、「遠隔シャンパン」を、第9類「シャンパーニュ地方産の発泡酒のワインを注文するためのコンピュータソフトウェア用アプリケーション（電気通信回線を通じてダウンロードにより販売されるもの）、シャンパーニュ地方産の発泡酒のワインを注文するための電子計算機用プログラム」について商標登録出願したが、特許庁により商標法第4条第1項第7号を理由に、拒絶査定を受けた。「シャンパン」の文字を含む商標が、商標法第4条第1項第7号を根拠に拒絶される理由として、著名な表示のただ乗りや希釈化の懸念が挙げられている。フランスが「シャンパン」の原産地統制名称の保護に努めているため、この商標登録は国際信義に反すると判断された。「シャンパン」は、フランスのシャンパーニュ地方で生産される発泡性ぶどう酒を指す原産地統制名称であり、厳格に品質が管理されている。「シャンパン」の表示は、世界的な名声と信用を持つため、その顧客吸引力へのただ乗り（フリーライド）や商標を希釈化（ダイリューション）させることは、フランス国民の感情を害し、国際信義に反し、公序良俗を害するおそれがあるから、というものである。

### 原告の主張に対する知財高裁の判断

- (1) 原告は、「遠隔シャンパン」の語は、キャバレークラブ、ホストクラブなどの特定の店舗のキャスト（接待するスタッフ等）に対し、ゲストが店舗に来店せずにシャンパン等をプレゼントとして贈る行為を意味して使用されるものであり、いわゆるフランスのシャンパーニュ地方で生産される発泡性ぶどう酒を指す「シャンパン」とは意味合いが異なると主張した。しかし、原告が主張するような意味合いが一般的に認識されているとまでは認められず、「遠隔シャンパン」の語は、「遠隔」と「シャンパン」を組み合わせた造語と認識され、「シャンパン」の著名性と多大な顧客吸引力を考慮すると、「遠隔シャンパン」からは、「エンカクシャンパン」の称呼とともに、著名で多大な顧客吸引力を有する「シャンパン」の称呼及び観念が生ずると認められる。原告は「シャンパン」が「祝杯や祝福の象徴」として使われるとも主張したが、提出された証拠ではその立証は不十分と判断された。
- (2) 原告は、「シャンパン」の文字を含む登録商標が14件存在しており、それらの商標登録に対して「CHAMPAGNE」の原産地統制名称を保護する等の活動を行っているシャンパーニュ地方ぶどう酒生産同業委員会か



ら、無効審判等の請求がないにも拘らず国際信義に反すると評価することは、私人の事業活動を著しく制限するものとなり、産業の発展に寄与するという商標法の目的に反すると主張した。しかし、裁判所は、本件の判断は他の登録商標の存在や、フランスの関係機関からの（本件については商標登録前であるから当然であるが）異議申立てや無効審判の請求等がなされていないことによって左右されないと判断した。

## コメント

特許庁の審決を、エンカクジャパン株式会社が訴訟で争ったが、知財高裁は原告の請求を棄却した。知財高裁は、その使用が、著名な「シャンパン」の名称を前提としているため、その他の登録商標が存在することや、フランス関係機関からの無効審判請求等がない点についての原告の主張は採用しなかった。ところで、日本とEUは、経済連携協定（EPA）で、相互に地理的表示（GI）を保護する協定を2019年に発効している。酒類で日本側がEU側の「シャンパン」、フランス産ワインの「ボルドー」、イタリア産蒸留酒「グラッパ」など139の名称を保護することとなった。これらの名称は、日本で生産した商品に使用することが出来ない点にも注目したい。